



年々、悪質な業者の手口が巧妙になってきています。
最新の相談事例を知っていることでトラブルを回避できる可能性
があります。最近増加傾向にある相談事例をご紹介します。

事例1 (70代 女性)

通信販売の定期コースの申し込み！！

テレビショッピングで、膝や腰の痛みが楽になる
という健康食品を紹介していた。

「お試し価格980円！今から30分以内の申し込
みであれば、プレゼントも付いて、送料無料です」
と言っていたのですぐに電話で注文をし、数日後、
商品が届いた。

翌月、また商品が届いたが、私は注文した覚えが
ないので、そのまま放置していると、毎月商品が届くようになった。

また別の会社から振込用紙が届いたが、それも放置していると、最終的に弁護士から
督促が届いた。どうしたらいいか。私はお試ししか、頼んでいないのに…。



アドバイス

テレビショッピング、インターネットショッピングなどは通信販売です。通信販売に、
クーリングオフ制度はありません。

申し込み時に、定期コースにすると更にお得になるという案内を受けることがあり、
説明を聞き逃してしまうこともあります。また、よくわからない内容でも、「はい」と
返事をしてしまうことにより、申し込んだとみなされる場合もあります。

申し込み時の説明をよく聞くようにしましょう。

事例2 (40代 女性)

フィッシング詐欺？

契約している携帯会社からショートメッセージで「不正利用の
可能性があるため、二重認証にしておく必要があります。」と
通知が届いた。画面にあったURLをタップし、表示されたところ
に携帯のパスワード、IDなどを入力した。すると、知らない
間に、キャリア課金され、使用された内容の確認メールが送られ
てきて、あっという間に6万円ほど課金されてしまった。私が使っ
た料金ではないので支払いたくない。



アドバイス

契約している携帯電話会社名を騙ったショートメッセ
ージ（電話番号で送受信するメール）で、パスワードや
IDなどを入力させる画面に誘導され、パスワード等を
入力したことで、アカウント情報が盗まれ、不正利用さ
れるなどのトラブルが多発しています。

パスワード、IDなどを盗まれた場合、情報を管理し
ているのは契約者であるという観点から、不正利用され
ても支払責任があるため、請求を受けることになります。

自分のパスワードやIDを、他人に簡単に教えないようにするしか方法はありません。
メールに添付されたURLを使うのではなく、公式のHPやアプリで確認する必要があ
ります。



出前講座のご案内

日々悪質業者の手口は巧妙になってきています。
最新の手口などを知り、トラブルに遭わないための基礎知識を
身につけるために、消費生活出前講座をぜひご活用ください。

- 申し込み対象者** 講座当日10人以上の参加者が見込まれる団体、グループ
- 講座開催の時間帯** 平日の午前9時から午後5時までの間
- 講座の時間** 30分から120分
- 講座の会場** 手配や準備、費用負担などについては申し込み団体、グループでお願いします。
- 講座の費用** 講師料、交通費等は無料です。

- 講座の内容** 消費生活に関する内容で、「最近多く寄せられる相談事例」「クーリングオフ制度について」など消費についての内容を中心に行っています。また消費生活に関することであれば、ご希望のテーマにあわせて講座を実施することも可能です。

- 申し込み方法** 「講師派遣依頼申請書」の提出をお願いしております。一度、消費生活センターにご連絡ください。

●問い合わせ先
消費生活センター 電話 0956-22-2591

